



スカパーJSAT
PAD-AF-第02-001号

衛星役務利用放送短期専用サービス 契約約款

第1版
(平成14年5月)

スカパーJSAT株式会社

衛星役務利用放送短期専用サービス契約約款 目次

第1章 総則	1
第1条 (契約約款の適用)	1
第2条 (契約約款の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第2章 提供範囲等	3
第4条 (契約手続)	3
第5条 (提供範囲)	3
第6条 (放送可能区域)	3
第7条 (責任分界点)	3
第8条 (地球局設備等の据付け等)	3
第9条 (人工衛星局等の無線局免許の申請等)	3
第3章 専用申込等	5
第10条 (専用申込の単位)	5
第11条 (専用申込の方法)	5
第4章 専用契約等	6
第1節 専用契約の締結等	6
第12条 (専用契約の単位)	6
第13条 (利用期間)	6
第14条 (利用開始予定日等)	6
第15条 (専用申込の承諾等)	6
第2節 当社が行う専用契約の変更	7
第16条 (トランスポンダ障害等に伴う専用契約の変更)	7
第17条 (当社が行う専用契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)	7
第18条 (当社が行う専用契約の伝送容量の変更の請求等)	7
第19条 (専用契約のデジタル符号化装置等の据え付け場所の指定の変更等)	8
第3節 衛星役務利用放送短期専用サービスの利用開始日等	8
第20条 (衛星役務利用放送短期専用サービスの利用開始日等)	8
第4節 衛星役務利用放送短期専用サービスの提供の中止及び停止	8
第21条 (衛星役務利用放送短期専用サービスの提供の中止)	8
第22条 (衛星役務利用放送短期専用サービスの提供の停止)	8
第5節 専用契約の解除	8
第23条 (専用契約者が行う専用契約の解除)	8
第24条 (当社が行う専用契約の解除)	9
第5章 料金等	10
第1節 料金等	10
第25条 (料金及び工事に関する費用)	10
第2節 料金等の支払義務	10
第26条 (衛星役務利用放送短期専用料の支払義務)	10
第27条 (無線局免許取扱手数料の支払義務)	10

第28条（支払いを要しない料金）	10
第29条（保証金の支払義務等）	11
第3節 割増金及び延滞利息	11
第30条（割増金）	11
第31条（延滞利息）	11
第6章 保守	12
第32条（地球局設備等の維持及び管理）	12
第33条（人工衛星局または地球局の検査及び点検等）	12
第34条（トランスポンダの修理または復旧の順位）	12
第7章 損害賠償等	13
第35条（衛星役務利用放送短期専用サ - ビスの利用開始後の責任の制限）	13
第36条（衛星役務利用放送短期専用サ - ビスの利用開始前の責任の制限）	13
第8章 その他の提供条件	14
第37条（電波干渉に要する工事等）	14
第38条（放送受信者との関係）	14
附 則	15

第1章 総則

(契約約款の適用)

第1条 当社は、衛星役務利用放送短期専用サービス契約約款(以下「契約約款」といいます。)、衛星役務利用放送短期専用サービス契約約款細則(以下「細則」といいます。)及び衛星役務利用放送短期専用サービス料金表(以下「料金表」といいます。)により、衛星役務利用放送短期専用サービスを提供します。

(契約約款の変更)

第2条 当社は、事業法の規定に基づき、この契約約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この契約約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 人工衛星	当社が保有及び運用する人工衛星
2 4号衛星	おおむね東経124度に静止する人工衛星
3 トランスポンダ	人工衛星に搭載された電波中継器。細則11(衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係るトランスポンダ)に限ります。
4 衛星役務利用放送	電気通信役務利用放送法(平成13年6月29日法律第85号。以下「役務利用放送法」といいます。)第22条第1項第3号、電気通信役務利用放送法施行令(平成14年政令第17号)及び電気通信役務利用法施行規則(平成14年総務省令第5号。以下「施行規則」といいます。)第48条第4項第2号その他関連規則の規定に基づき実施される人工衛星を用いた放送
5 標準方式	施行規則第14条第2号に規定するデジタル放送に関する送信の標準方式
6 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
7 電気通信サービス	電気通信設備を利用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
8 衛星役務利用放送短期専用サービス	当社が保有する電気通信設備を一定の期間、衛星役務利用放送者に専用させることにより、デジタル符号化(標準方式に規定されたデジタル符号化方式に限ります。以下同じとします。)された放送番組のみを衛星役務利用放送を受信する目的で設置された放送受信機に対して無線送信を行う電気通信サービス
9 専用契約	当社が衛星役務利用放送短期専用サービスを提供するための契約
10 専用申込	専用契約の申込み
11 専用申込者	専用申込をした者
12 専用契約者	専用契約を締結している者
13 無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送りまたは受けるための電氣的設備
14 無線局	電波法(昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。)に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものは除く。
15 人工衛星局	電波法第5条第2項に規定される人工衛星に開設する無線局
16 地球局	人工衛星局と無線伝送を行うため地表に開設する無線局
17 地球局設備	衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係る地球局の無線設備で、アンテナから高次元多重化装置までの設備
18 高次元多重化装置	デジタル符号化された放送番組を多重化し、毎秒42、192キロビットで出力する装置

19 デジタル符号化装置等	専用契約者の放送番組をデジタル符号化する装置等
20 トランスポンダ障害	衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係るトランスポンダが、細則12(トランスポンダ技術仕様)に定める仕様を維持できなくなった状態
21 アップリンク	地球局から人工衛星局へ無線伝送する回線
22 ダウンリンク	人工衛星局から放送受信者へ無線伝送する回線
23 固定局	電波法施行規則に規定される一定の本邦内の固定地点間の無線業務を行う無線局
24 2次分配トランスポンダ	ダウンリンクの周波数が固定局と同じであるため、当該周波数を優先的に割り当てられた他の無線通信業務の局の運用により、継続的かつ良好な放送受信状況が確保できない場合があると指定されたトランスポンダ
25 未利用トランスポンダ	衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係る未利用のトランスポンダ
26 伝送容量	デジタル符号化された放送番組を無線伝送する回線の容量
27 伝送容量係数	伝送容量をパケット(標準方式で規定されたパケットとします。)の数で換算(換算時に小数点第1位を四捨五入)した数値
28 未利用伝送容量	衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係る未利用の伝送容量
29 テレビジョン放送	料金表に定めるテレビジョンの放送番組を伝送する品目

第2章 提供範囲等

(契約手続)

第4条 当社は、第3章(専用申込等)の規定による専用申込並びに第4章(専用契約等)の規定による専用契約の手続を経て、専用契約者に衛星役務利用放送短期専用サービスを提供します。

(提供範囲)

第5条 当社は、当社が設置する地球局並びに4号衛星を用いて専用契約者の放送番組を無線送信することにより衛星役務利用放送短期専用サービスを提供します。

(放送可能区域)

第6条 専用契約者が衛星役務利用放送短期専用サービスを利用することにより放送できる範囲は日本全国とします。

2 当社は、ダウンリンクの電波照射区域におけるトランスポンダの特性を記載した技術資料を閲覧に供します。

(責任分界点)

第7条 当社と専用契約者との責任の分界は、当社が設置する地球局設備の高次元多重化装置の入力端とします。入力端における信号の品質に関しては、当社が別に定める技術条件を遵守していただきます。当社は、当社の定める技術条件を閲覧に供します。

(地球局設備等の据付け等)

第8条 当社は、専用契約に基づき提供する地球局設備を当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けます。

2 当社は、専用契約に基づく衛星役務利用放送短期専用サービス - ビスの提供に係る地球局設備の据付けに関し、電波法及び役務利用放送法以外の許認可またはその他の申請等が必要な場合は、当社の責任と負担において、その申請等を実施します。

3 衛星役務利用放送短期専用サービスの利用に係るデジタル符号化装置等は、その基礎工事部分を含め専用契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。その仕様の決定にあたっては、専用契約者は、標準方式及び技術条件を遵守していただきます。ただし、専用契約者がデジタル符号化装置等を据え付ける場所については、当社が指定します。

4 専用契約者は、技術条件が変更された場合には、変更後の技術条件を遵守するように、前項のデジタル符号化装置等について専用契約者の責任と負担において仕様を変更していただきます。

5 専用契約者は、第3項のデジタル符号化装置等の運用を専用契約者以外の者(以下「デジタル符号化装置等運用者」といいます。)に行わせることができます。その場合には、専用契約者は、当社の請求に基づき、それを証明する書類(設備運用専用契約書の写し等をいいます。)を提出していただきます。

6 専用契約者は、前項の場合において、この契約約款の規定に基づく専用契約者の義務をデジタル符号化装置等運用者にも厳守させ、またデジタル符号化装置等運用者が専用契約者の衛星役務利用放送短期専用サービス - ビスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

(人工衛星局等の無線局免許の申請等)

第9条 当社は、衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係る人工衛星局の無線局の免許人となります。

- 2 当社は、衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係る人工衛星局の無線局免許の申請、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。
- 3 当社は、専用契約に基づく衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係る地球局の無線局の免許人となります。
- 4 当社は、専用契約に基づく衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係る地球局の無線局免許の申請、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。

第3章 専用申込等

(専用申込の単位)

第10条 当社は、専用申込者の一のチャンネルごとに、一の専用申込を受け付けます。

2 一の専用申込について専用申込者は1人とします。

(専用申込の方法)

第11条 専用申込者は、専用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定の専用申込書を、当社に提出していただきます。

- (1) 氏名(専用申込者が法人または団体の場合は名称及び代表者氏名、法人の設立中である場合にはその代表者の氏名)
 - (2) 前号の者の住所(専用申込者が日本に住所もしくは居所を有する者または日本に事務所、営業所等を有する法人その他の団体以外の者(以下「外国法人等」といいます。))であって、その者が当社との連絡・調整にあてるために日本国内に代理人等を指定している場合には、その代理人等の氏名及び住所も併記していただきます。)
 - (3) 専用申込者が法人の場合は、その経営形態及び資本または出資の額(専用申込者が団体、法人設立中の場合または個人の場合はそれに準じるもの。次号において同じとします。)
 - (4) 専用申込者が法人の場合は、主な出資者及びその出資の額並びに議決権の数
 - (5) デジタル符号化装置の運用方法及びその運用を他の者に委託するときはデジタル符号化装置等運用者の氏名。
 - (6) 品目
 - (7) 伝送容量係数
 - (8) 利用開始希望日
 - (9) 利用期間(1日単位で連続する7日間以上31日以内の間で申し込んでいただきます。)
 - (10) その他専用申込の内容を特定するための事項
- 2 前項の規定に基づく専用申込書は、利用開始希望日の3ヶ月前までに当社に提出していただきます。但し、当社が特に認める場合はその限りではありません。
- 3 第1項第(8)号において、利用開始希望日は、専用申込を行う日(以下「専用申込日」といいます。)から起算して3か月以内の日としていただきます。
- 4 専用申込者は、第1項の申込を行うに際して、第1項各号に掲げる他、細則1(専用契約者が行う放送に係る当社の承諾基準)に該当する放送番組を放送する場合には、当該細則1の各条項に適合していることを示す書面を当社に提出していただきます。

第4章 専用契約等

第1節 専用契約の締結等

(専用契約の単位)

第12条 当社は、専用契約者の一のチャンネルごとに、一の専用契約を締結します。

2 一の専用契約について専用契約者は1人とします。

(利用期間)

第13条 衛星役務利用放送短期専用サービスの利用期間(以下「利用期間」といいます。)は、専用契約者が衛星役務利用放送短期専用サービスを利用することができる期間で、利用期間の起算日は、第20条(衛星役務利用放送短期専用サービスの利用開始日等)に規定する衛星役務利用放送短期専用サービスの利用開始日を起算日とする連続する7日間から連続する31日間の間とします。

(利用開始予定日等)

第14条 当社は、第11条(専用申込の方法)第1項第(8)号の利用開始希望日を基準に、衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係るトランスポンダ、伝送容量の有無等を考慮し、専用申込者と協議の上、衛星役務利用放送短期専用サービスの利用開始予定日(以下「利用開始予定日」といいます。)を定めず。

(専用申込の承諾等)

第15条 当社は、専用申込を受け付けた順序に従い、衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係るトランスポンダ、伝送容量の有無等を考慮し、次に掲げる専用契約に関する事項(以下「専用契約事項」といいます。)を指定した上、その記載した当社所定の専用契約書を取り交わすことにより専用申込を承諾します。

- (1) 品目
- (2) トランスポンダの周波数
- (3) 伝送容量係数
- (4) 利用開始予定日
- (5) 利用期間(1日単位で第13条(利用期間)の規定に基づく期間内とします。)
- (6) 地球局設備及びデジタル符号化装置等の場所
- (7) 第29条(保証金の支払義務等)第1項の規定に基づく保証金の額及び保証金支払期日
- (8) その他専用契約の内容を特定するための事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、専用申込の承諾を拒否できることとします。

- (1) 専用申込のあった人工衛星の運用を中止もしくは停止しているとき、または人工衛星が存在しないとき。
- (2) 専用申込のあった衛星役務利用放送短期専用サービスを提供するために使用するトランスポンダ、未利用伝送容量、または地球局設備が無いとき。
- (3) 専用申込者または専用申込者の主な出資者が、衛星役務利用放送短期専用サービスの料金(契約約款の規定により支払いを要することとなった衛星役務利用放送短期専用サービスの料金以外の債務等を含みます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、または債務超過に陥っている場合等支払いを怠るおそれがあるとき。

- (4) 専用申込者または専用申込者の主な出資者が、当社が提供する他のサービスの料金またはその他の債務等の支払いを現に怠り、または債務超過に陥っている場合等支払いを怠るおそれがあるとき。
- (5) 専用申込のあった利用開始希望日に衛星役務利用放送短期専用サービスの提供の開始ができないとき。
- (6) 申込書またはその添付書類の重要な部分に事実と異なる記載が認められるとき。
- (7) 専用申込者が行う放送に関して明確に法令に違反するおそれがあるとき。
- (8) 前号のほか、専用申込者が行う放送が細則1(専用契約者が行う放送に係る当社の承諾基準)に適合しないことが明らかであるとき。
- (9) 専用申込者が外国法人等である場合であって、当該外国法人等が日本国内に当社との連絡・調整等に当たる代理人等を指定しないために、衛星役務利用放送短期専用サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (10) 専用申込者が、専用申込に係るチャンネル以外のチャンネルについて、既に衛星役務利用放送短期専用サービスの専用契約を締結している場合で、その専用契約の利用期間終了日が未だ到来していないとき。
- (11) その他専用申込を承諾することにつき、衛星役務利用放送短期専用サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第2節 当社が行う専用契約の変更

(トランスポンダ障害等に伴う専用契約の変更)

第16条 当社は、衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したため、またはその他やむを得ない事由により衛星役務利用放送短期専用サービスを提供できない場合で、専用契約に定めた専用契約事項と異なる専用契約事項によって衛星役務利用放送短期専用サービスを提供できるときは、専用契約者にその旨書面で通知します。

- 2 専用契約者は、前項の規定に基づく当社からの通知を受領後、専用契約の変更を承諾できるときは、速やかにその旨を当社に書面にて通知していただきます。
- 3 当社は、前項の専用契約者の通知受領後、専用契約者と協議の上、速やかに専用契約の変更実施日を定めます。
- 4 専用契約者は、第1項の規定に基づく専用契約の変更を承諾できないときは、第1項の通知受領後7日以内にその旨当社に書面で通知していただきます。当社は、7日以内にその通知がないときは、第24条(当社が行う専用契約の解除)第1項第(3)号の規定に基づき専用契約を解除いたします。

(当社が行う専用契約のトランスポンダの周波数の変更の請求等)

第17条 当社は、トランスポンダの有効利用その他当社が必要と認めるときは、専用契約者に対し専用契約のトランスポンダの周波数の変更の請求を書面にて行うことができることとします。

- 2 当社は、専用契約者が前項の書面受領後、当社と協議の上その請求を書面にて承諾したときは、専用契約のトランスポンダの周波数の変更を書面にて通知します。
- 3 専用契約者は、前項の当社との協議を拒めません。

(当社が行う専用契約の伝送容量の変更の請求等)

第18条 当社は、トランスポンダの有効利用その他当社が必要と認めるときは、専用契約者に対し伝送容量の変更の請求を書面にて行うことができることとします。

- 2 当社は、専用契約者が前項の書面受領後、当社と協議の上その請求を書面にて承諾したときは、伝送容量の変更を書面にて通知します。
- 3 専用契約者は、前項の当社との協議を拒めません。

(専用契約のデジタル符号化装置等の据え付け場所の指定の変更等)

第19条 当社は、トランスポンダの有効利用その他当社が必要と認めるときは、専用契約のデジタル符号化装置等の据え付け場所の指定を変更できることとします。その場合は、当社は、デジタル符号化装置等の据え付け場所変更日を定め、新たなデジタル符号化装置等の据え付け場所及びデジタル符号化装置等の据え付け場所変更日を記載した当社所定のデジタル符号化装置等変更通知書を専用契約者に通知します。

- 2 専用契約者は、前項に規定するデジタル符号化装置等の据え付け場所変更日までに、デジタル符号化装置等の据え付け場所を専用契約者の責任と負担により変更していただきます。

第3節 衛星役務利用放送短期専用サービスの利用開始日等

(衛星役務利用放送短期専用サービスの利用開始日等)

第20条 衛星役務利用放送短期専用サービスの利用開始日は、専用契約に定めた利用開始予定日とします。

第4節 衛星役務利用放送短期専用サービスの提供の中止及び停止

(衛星役務利用放送短期専用サービスの提供の中止)

第21条 当社は、当社の人工衛星及び専用契約に係る地球局設備の保守もしくは工事のため、またはその他緊急やむを得ないとき、衛星役務利用放送短期専用サービスの提供を中止することができることとします。

(衛星役務利用放送短期専用サービスの提供の停止)

第22条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合には、衛星役務利用放送短期専用サービスの提供を停止することができることとします。

- (1) 専用契約者が法令に基づく処分等を受けたとき。
 - (2) 第32条(地球局設備等の維持及び管理)の規定に違反したとき。
 - (3) 衛星役務利用放送短期専用サービスの利用に係るデジタル符号化装置等に関し、技術条件を遵守しないとき。
 - (4) 第8条(地球局設備等の据付け等)第6項の規定に関連して、デジタル符号化装置等運用者のなす行為が第(2)号または第(3)号に該当したとき。
 - (5) 専用契約者が行う放送が細則1(専用契約者が行う放送に係る当社の承諾基準)に適合しないことが明らかであるとき、または、専用契約者が行う放送に関して明確に法令に違反するおそれがあるとき
- 2 当社は、前項の規定により衛星役務利用放送短期専用サービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日時及び期間を専用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5節 専用契約の解除

(専用契約者が行う専用契約の解除)

第23条 専用契約者は、当社から専用契約者の責に帰しえない事由に基づき衛星役務利用放送短期専用サービスの提供開始が専用契約に定めた当初の利用開始予定日より60日以上遅れる旨の通知を受けたときは、通知受領後60日以内に当社所定の専用契約解除通知書を提出することによって、専用契約を解除することができます。

- 2 専用契約者は、専用契約に基づく衛星役務利用放送短期専用サービスの料金の額が料金表の変更のため増加する旨の通知を当社から受けたときは、変更後の料金表の実施期日またはその実施期日以降の日を契約解除日として、通知受領後90日以内に当社所定の専用契約解除通知書を提出することによって、専用契約を解除することができます。ただし、契約解除日を過去に遡って定めることはできません。
- 3 専用契約者は、衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合であって、当社がそのトランスポンダ障害を知った時刻から当社がトランスポンダの復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、その書面を受領した翌日までに当社所定の専用契約解除通知書を提出することによって、専用契約を解除することができます。
- 4 専用契約者は、前3項に定める事由以外の事由によっても専用契約を解除することができます。その場合には、専用契約者は、当社所定の専用契約解除通知書に専用契約の解除の理由及び専用契約の解除の日を記載の上、当社に提出していただきます。ただし、その場合の専用契約の解除の日は、専用契約解除通知書提出の日の翌日以降としていただきます。

(当社が行う専用契約の解除)

第24条 当社は、次のいずれかの場合には、専用契約を解除することができることとします。

- (1) 専用契約者が契約約款の規定により支払うべき保証金を料金表通則6(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて、支払いの履行の催告を行ったにもかかわらず、当該保証金を支払わなかったとき。
 - (2) 衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、専用契約者が第16条(トランスポンダ障害等に伴う専用契約の変更)第4項の規定に基づき専用契約の変更を承諾しない旨を当社に通知したとき。
 - (3) 衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、そのトランスポンダ以外のトランスポンダによっても専用契約で定めた専用契約事項による衛星役務利用放送短期専用サービスの提供ができず、かつ専用契約で定めた専用契約事項と異なる専用契約事項による衛星役務利用放送短期専用サービスの提供もできないとき。
 - (4) その他やむを得ない事由(ストライキ、ロックアウト、暴動、革命、震災、噴火、爆発、火災、水害、流行病、戦争、労働力または動力もしくは燃料の不足、日本国の法令の改廃または制定、日本国政府の命令または当社が管理できないその他の事情とします。)により衛星役務利用放送短期専用サービスの提供が出来ないとき。
- 2 当社は、前項第(1)号または第(2)号の規定により専用契約を解除するときは、専用契約者に専用契約を解除する理由及び契約解除日を記載した当社所定の書面にて通知しますが、前項第(3)号または第(4)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。

- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、第22条(衛星役務利用放送短期専用サービスの提供の停止)第1項第(1)号乃至第(3)号または第(5)号の規定のいずれかに該当する事実が発生し、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、衛星役務利用放送短期専用サービスの提供の停止をしないで、専用契約を解除する理由及び契約解除日を記載した当社所定の書面による通知によって、直ちに専用契約を解除します。

第5章 料金等

第1節 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第25条 当社が提供する衛星役務利用放送短期専用サービスの料金は、料金表に規定する衛星役務利用放送短期専用料とします。

- 2 この契約約款において、衛星役務利用放送短期専用料とは、料金表通則第3項(消費税相当額の加算)の規定により、料金表第1表(衛星役務利用放送短期専用料)に規定する額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額を意味するものとします。
- 3 衛星役務利用放送短期専用サービスの利用に係る専用契約者のデジタル符号化装置等の工事、維持、運用に係る一切の費用は、専用契約者の負担とします。

第2節 料金等の支払義務

(衛星役務利用放送短期専用料の支払義務)

第26条 専用契約者は、衛星役務利用放送短期専用サービスに係る放送が行われているか否かにかかわらず、専用契約に基づき衛星役務利用放送短期専用サービスの利用開始日から利用期間終了日までの期間または専用契約の解除により専用契約が終了した日までの期間(衛星役務利用放送短期専用サービスの利用開始日と専用契約が終了した日が同一の日である場合は、その日)について、料金表に規定する衛星役務利用放送短期専用料を支払っていただきます。

- 2 専用契約者は、第22条(衛星役務利用放送短期専用サービスの提供の停止)の規定に基づく衛星役務利用放送短期専用サービスの提供の停止の期間についても、衛星役務利用放送短期専用料を支払っていただきます。

(無線局免許取扱手数料の支払義務)

第27条 専用契約者は、当社が第15条(専用申込の承諾等)の規定に基づく承諾のため、当社が第9条(人工衛星局等の無線局免許の申請等)第4項の手続きを行ったときは、料金表第3表(無線局免許取扱手数料)の規定に基づく無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。

(支払いを要しない料金)

第28条 当社が、第21条(衛星役務利用放送短期専用サービスの提供の中止)の規定に基づき衛星役務利用放送短期専用サービスの提供を中止した場合で、利用中止時間の連続12時間以上となったときは、中止した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する衛星役務利用放送短期専用料の支払いは要しません。

- 2 専用契約者は、専用契約に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したとき、または専用契約者の責に帰し得ない事由による専用契約に係る地球局設備の使用不能(激しい降雨、アップリンクの電波干渉その他当社が管理できない事情による使用不能は除きます。)により衛星役務利用放送短期専用サービスを全く利用できない状態となった場合で、その利用できなかった時間(そのことを当社が知った時刻から起算した時間とし、前項の利用中止時間は除きます。)が連続12時間以上となったときは、その時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する衛星役務利用放送短期専用料の支払いは要しません。

- 3 当社は、前項における暦月中の利用中止時間の累計にあたっては、第1項の利用中止時間を前項の利用中止時間に加算しません。
- 4 専用契約者は、第1項から第2項の規定に基づく場合のほかは衛星役務利用放送短期専用料の支払いを要します。
- 5 当社は、支払いを要しないこととされた衛星役務利用放送短期専用料が既に支払われているときは、その衛星役務利用放送短期専用料を返還します。ただし、返還される衛星役務利用放送短期専用料に対しては利息を付しません。

(保証金の支払義務等)

- 第29条 専用契約者は、当社が第15条(専用申込の承諾等)第1項の規定に基づき専用申込を承諾したときは、料金表第2表(保証金)の規定に基づく保証金を支払っていただきます。
- 2 当社は、支払われた保証金を専用契約者が契約約款の規定に基づき支払うべき料金等の債務に充当することができることとします。また、専用契約者は、支払った保証金を自ら料金等の債務に充当することはできません。
 - 3 当社は、前項の規定に基づき支払われた保証金を専用契約者が支払うべき料金等の債務に充当するときは、その料金等の債務の支払期日までにその旨専用契約者に通知します。
 - 4 専用契約者は、第23条(専用契約者が行う専用契約の解除)第1項から第3項までの規定に基づき専用契約を解除した場合において、当社から保証金の残額があることの通知を受けたときは、当社所定の保証金残額返還請求書を当社に提出することにより、支払済の保証金の残額の返還を請求できます。
 - 5 当社は、専用契約者が保証金残額返還請求書を当社に提出した日が属する月の翌月末までに、専用契約者が保証金残額返還請求書で指定した銀行口座に保証金残額相当額を振込入金することにより返還します。なお、当社は、当社が返還する保証金残額相当額に対して利息を付しません。
 - 6 当社は、専用契約者が第23条(専用契約者が行う専用契約の解除)第4項の規定に基づき専用契約を解除したときは、保証金の全額または残額は返還しません。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第30条 専用契約者は、料金その他の債務の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を割増金とし、消費税相当額を加算して、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより、支払っていただきます。

(延滞利息)

第31条 専用契約者は、料金その他の債務等(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより支払っていただきます。

第6章 保守

(地球局設備等の維持及び管理)

第32条 当社は、専用契約に基づく衛星役務利用放送短期専用サービスを常時支障なく提供することができるよう、その責任と負担において専用契約に基づく衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係る地球局設備を維持、管理します。

- 2 当社は、専用契約者の衛星役務利用放送短期専用サービスの利用に係る地球局設備が滅失または毀損等したときは、その責任と負担においてその地球局設備の補充、修繕その他の工事を実施します。
- 3 専用契約者は、衛星役務利用放送短期専用サービスを常時支障なく利用することができるよう、その責任と負担において衛星役務利用放送短期専用サービスの利用に係るデジタル符号化装置等を維持、管理していただきます。

(人工衛星局または地球局の検査及び点検等)

第33条 当社は、人工衛星局または地球局について電波法及び電波法関連諸規則に基づく検査が行われるとき、または衛星役務利用放送短期専用サービスまたは当社が人工衛星を使用して他に提供しているその他のサービスの円滑な提供のため、衛星役務利用放送短期専用サービスの利用に係る地球局の検査、点検またはテストの実施を行うことがあります。この場合、当社は、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を専用契約者に通知します。

- 2 専用契約者は、前項の通知があったときは、その検査、点検またはテストを拒めません。
- 3 第1項の検査、点検またはテストを行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 4 専用契約者は、第1項の検査、点検またはテストに必要な協力をさせていただきます。

(トランスポンダの修理または復旧の順位)

第34条 衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したため、またはその他やむを得ない事由により衛星役務利用放送短期専用サービスの提供ができない場合において、衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係る未利用トランスポンダにより衛星役務利用放送短期専用サービスの提供が可能なとき、もしくは、そのトランスポンダ以外の衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係るトランスポンダの未利用伝送容量により衛星役務利用放送短期専用サービスの提供が可能なときは、未利用トランスポンダまたは未利用伝送容量により衛星役務利用放送短期専用サービスを提供します。

なお、同時に複数のトランスポンダで障害が発生し、またはその他やむを得ない事由により衛星役務利用放送短期専用サービスの提供ができないときは、利用開始日の早い順序で、また、利用開始日が同一の日のときは契約の順序に従って、トランスポンダごとに修理もしくは復旧、またはそれら障害が発生したトランスポンダ以外の衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係るトランスポンダの未利用伝送容量で復旧します。また、当社が別途提供する衛星デジタル多チャンネル放送サービスを提供している委託放送事業者または衛星役務利用放送専用サービスの専用契約者と専用契約者のいずれもが利用するトランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、またはその他やむを得ない事由が発生した場合においては、委託放送事業者、衛星役務利用放送専用サービスの専用契約者、専用契約者の順序に従って当社の提供するサービスを復旧します。

第7章 損害賠償等

(衛星役務利用放送短期専用サービスの利用開始後の責任の制限)

第35条 当社は、衛星役務利用放送短期専用サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、その衛星役務利用放送短期専用サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したときに限り、専用契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、衛星役務利用放送短期専用サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する当該衛星役務利用放送短期専用サービスに係る料金表第1表(衛星役務利用放送短期専用料)に規定した料金の額を専用契約者の被った損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 衛星役務利用放送短期専用サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したため、またはその他やむを得ない事由により、第16条(トランスポンダ障害等に伴う専用契約の変更)の規定に基づき専用契約の変更を行う場合であって第1項に該当するときは、衛星役務利用放送短期専用サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から第16条(トランスポンダ障害等に伴う専用契約の変更)の規定に基づき専用契約者が当社から専用契約の変更の通知を受領した時刻までの期間に限って、前2項の規定を準用して専用契約者の損害を賠償します。
- 4 専用契約者が第16条(トランスポンダ障害等に伴う専用契約の変更)の規定に基づき当社から専用契約の変更の通知を受領した時刻以後の期間については、当社は、前3項の規定にかかわらず、損害賠償の責任を負いません。
- 5 第1項から第3項の場合において、損害賠償の対象となる期間に対応する料金表第1表(衛星役務利用放送短期専用料)の規定の額の算定にあたっては、料金表通則第5項(端数処理)の規定に準じて取り扱います。
- 6 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により衛星役務利用放送短期専用サービスを提供しなかったときは、第2項の規定は適用しません。

(衛星役務利用放送短期専用サービスの利用開始前の責任の制限)

第36条 当社は、衛星役務利用放送短期専用サービスの利用開始が専用契約に定めた利用開始予定日より遅れた場合であっても、専用契約者がこれによって被る損害に対して、一切の賠償責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により衛星役務利用放送短期専用サービスの提供の開始が遅れた場合はこの限りではありません。

第8章 その他の提供条件

(電波干渉に要する工事等)

第37条 当社は、専用契約に基づく衛星役務利用放送短期専用サービス提供に係る地球局設備の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を当社の責任と負担において実施します。

2 当社は、専用契約に基づく衛星役務利用放送短期専用サービス提供に係る地球局設備の据付け完了後、前項の電波干渉対策が必要となったときは、必要な工事その他電波干渉対策を当社の責任と負担において実施します。

3 当社は、専用契約者が2次分配トランスポンダを利用することによって、衛星役務利用放送短期専用サービスに係る放送の受信が困難な場合で、電波干渉対策を実施することにより受信が可能となるときは、当社の責任と負担において必要な工事その他の電波干渉対策を実施します。

(放送受信者との関係)

第38条 衛星役務利用放送短期専用サービスに係る放送に関する受信者との契約は、専用契約者の名でその責任と負担において締結し、履行していただきます。衛星役務利用放送短期専用サービスに係る放送に関する受信者からの問合せ等の対応についても、一切専用契約者に行っていただきます。

2 衛星役務利用放送短期専用サービスに係る放送番組に関する責任は、一切専用契約者に負っていただきます。

3 専用契約者が2次分配トランスポンダを利用した場合で、当社の実施する電波干渉対策によっても放送受信者の受信困難を解消できないことにより放送受信者との放送に関する契約が解除された場合、当社は放送受信者に対して、その放送受信者が放送を受信するために購入した放送受信機器の代金の金額を限度として、その解除により被った損害を賠償します。

附 則

(実施期日)

この契約約款は、平成14年5月29日から実施します。

資料名 衛星役務利用放送短期専用サービス契約約款 第1版 資料番号PAD-AF-第02-001号
平成14年 5月 29日 第1版

スカパー-JSAT株式会社
東京都港区赤坂1-14-14

TEL : 03-5571-7770

(不許複製、禁転載)